



京丹後市

商工会だより

2021

9月号

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする 京丹後市商工会

【京丹後市商工会】〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL:0772-62-0342

FAX:0772-62-3553

URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp



●大宮支所/TEL:68-0038

●網野支所/TEL:72-1863

●丹後支所/TEL:75-2222

●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

●久美浜支所/TEL:82-0155

京都府緊急事態措置協力金(延長分)

飲食店等への協力金 (令和3年9月13日 ~9月30日実施分)

京都府では、令和3年8月20日から、京都府全域を対象に、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施しており、京都府内の飲食店等及び大規模施設等に対し、施設の休止要請(以下「休業要請」という。)及び営業時間の短縮要請(以下「時短要請」という。)

を行っているところです。今般、令和3年9月12日までの緊急事態措置が9月30日まで延長されたことにより、この休業要請及び時短要請に御協力いただいた事業者の皆様に対して、「京都府緊急事態措置協力金(延長分)【飲食店等への協力金】(9月13日~9月30日実施分)」が支給されることとなりましたので、概要をお知らせします。

飲食店等への協力金 飲食店以外への協力金(大規模施設等)については、京都府HP等でご確認ください。

要請期間 9月13日(月)~9月30日(木)【18日間】 **対象地域** 京都府全域

要請内容 酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ。)又はカラオケ設備を提供する場合 → **休業要請**
酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合 → **午前5時~午後8時の間の営業を要請**

対象施設 【飲食店】飲食店・喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設等】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請の対象外。(酒類提供・カラオケ設備使用の休止は要請の対象)

支給要件 次のいずれにも該当する事業主(大企業も対象となります。)
・休業要請・時短要請を行った日(9月9日(木))以前に、対象施設を以下のいずれかのとおり、運営する企業・団体及び個人事業主であること
①酒類を提供又はカラオケ設備を提供
②午後8時から午前5時までの時間帯で営業
・対象施設に関して、必要な許認可(※)等を取得している者であること(※)食品衛生法における飲食営業許可 など
・要請期間のうち、休業・時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して休業要請又は時短要請に応じた者であること
・京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー若しくは新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること

支給額	令和2年又は令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高		
	~10万円	10万円~25万円	25万円~
売上高方式(中小企業)	4万円/日	4万円~10万円/日(1日の売上高の4割)	10万円/日
売上高減少額方式(大企業及び希望する中小企業)	〔令和2年又は令和元年の時短要請月の1日当たりの売上高減少額〕×0.4/日(上限額20万円/日)		

お問合先 協力金コールセンター(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局) TEL.075-365-7780(月~土 9:30~17:30)日・祝日は休み

府内飲食店事業者のみなさまへ 感染防止対策認証店になりませんか?

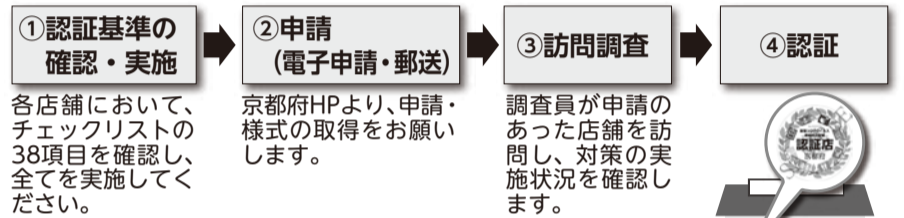
京都府では、飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を更に進め、府民の皆さま及び事業者の皆さまにとってより安心・安全な環境を整備するため、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店を認証する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」を実施しています。



対象となる施設

食品衛生法に基づき飲食店営業(喫茶店営業含む。)の許可を受けた事業者が営む府内の事業用施設であって、飲食のための客席を有する施設です。

申請から認証までの流れ



申請期間(9月10日現在)

令和3年7月21日(水)~令和3年9月30日(木)まで
(注)郵送の場合は、9月30日(木)必着

お問合先 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局 TEL.075-284-0182(月~土 9:30~17:30)日・祝日は休み 【京都府HP】https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdnjinsho.html

京都府酒類販売事業者支援金の 支給対象月が拡大されています

※支給要件・申請書類・申請方法などの詳細については、募集要項等でご確認ください。

支給対象月(令和3年4月、5月、6月、7月、8月、9月)ごとに、次の金額を上限に売上減少額から、国の月次支援金の給付額を控除してなお生じる不足分に対して支給されます。下記①、②又は③のいずれかに該当するかによって上限額が異なります。

	各月の売上額	対象月	中小法人等	個人事業者等
①	50%以上減少	4月、5月、6月、7月、8月、9月	上限20万円/月	上限10万円/月
②	70%以上減少	7月、8月、9月	上限40万円/月	上限20万円/月
③	90%以上減少	7月、8月、9月	上限60万円/月	上限30万円/月

申請受付期間(拡大のみ掲載) 令和3年8月分 令和3年9月6日(月)~12月1日(水)まで
令和3年9月分 令和3年10月上旬 別途お知らせ

お問合先 京都府酒類販売事業者支援金コールセンター TEL.075-253-6046(9:00~5:00)平日のみ 【京都府HP】http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/sake.html

小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者持続化補助金(=持続化補助金)は、小規模事業者が経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

「低感染リスク型ビジネス枠」は、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等を支援する事業です。

補助対象事業

補助対象となる事業は、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業です。

対象者

小規模事業者(個人、又は日本国内に本店を有する法人)等であること

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

対象者の詳細は、公募要領でご確認ください。

申請について 電子申請でのみ受け付けます(Jグランツ)。電子申請の方法や必要な書類、制度の詳細は事務局HPからご確認ください。

お問合先 持続化補助金低感染リスク型コールセンター TEL.03-6731-9325(9:30~17:30 土・日・祝日除く) 【事務局HP】https://www.jizokuka-post-corona.jp/

補助率/補助対象経費

補助率:3/4
補助上限額:100万円

①機械装置等費	製造装置や移動販売車両、ITツールの購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシやネット広告の作成・配布
③展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等(オンライン開催のものに限る)
④開発費	新商品・システムの試作開発費等(販売商品の原材料費は対象外)
⑤資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑥雑役務費	補助事業のために雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑦借料	機器・設備のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
⑧専門家謝金	指導を受けた専門家への謝金
⑨設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑩委託費・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)
⑪感染防止対策費*	業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板設置等)

*感染防止対策費について
申請者の業態に該当する「業種別ガイドライン」に沿って実施する感染防止対策に要する経費。本経費のみで申請することはできません。業種別ガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策特設サイトより確認ください(https://corona.go.jp/prevention/)。